

事務連絡
平成26年12月2日

該当都道府県労働局
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課
職業病認定対策室長補佐

労災保険の支給決定復命書の送付への協力について

標記について、別添のとおり、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課副主任中央労働衛生専門官より都道府県労働局労働基準部健康主務課長あて、指示されたところです。

つきましては、協力依頼があった場合には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項第2号の規定に基づき、協力をお願いします。

事務連絡
平成26年12月2日別紙の都道府県労働局労働基準部
健康主務課長殿本省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
副主任中央労働衛生専門官

労災保険の支給決定復命書の送付依頼について

先の通常国会において成立した改正労働安全衛生法の関係政省令の改正において、法第57条に基づく化学物質の譲渡提供時の表示対象物の範囲を拡大することを予定しています。当該改正は労働政策審議会建議(平成25年12月)を踏まえてのものです。表示対象物の範囲の拡大に際して国際的な取扱いとの整合性に配慮すべき旨が併せて建議されています。

建議に言う国際的な取扱いとは、具体的には、欧州CLP規則(化学品の分類、表示、包装に関する欧州規則)において、塊状の物(金属、合金等)を表示の適用除外としていることを指し、上記関係政省令の改正(表示対象物の拡大)においても、CLP規則と同様の適用除外規定を設けることを検討しているところです。

このため、改正後の政省令において表示対象物となる化学物質に起因する健康障害のうち、塊状の物との接触による皮膚障害の発生状況を確認する必要があります。

つきましては、下記につきご協力いただきますようお願いいたします。

なお、資料の送付については、本省労働基準局補償課と協議済みであることを申し添えます。

記

以下のすべての条件を満たす労災認定事案について、労災保険の支給決定復命書の写し(災害の発生状況が塊状の物への接触であることが確認できる記載が含まれている部分のみで可。添付書類は不要。)を、以下の提出先までお送りいただきたい。(個人情報漏洩防止の観点から、復命書の写しをpdfファイルにしたものを提出先のアドレスあての電子メールに添付することによりお送りいただきたい。)

なお、該当する事案がない場合には、その旨提出先のアドレスあてご回答いただきたい。

- ・ 労働基準法施行規則別表第1の2第4号1に基づく厚生労働大臣告示(平成8年労働省告示第33号)で定められた疾病に係る認定事案のうち、本事務連絡の別表に掲げる化学物質に起因する皮膚障害であるもの(平成20年度から24年度の間に認定した事案に限る。)
- ・ 災害の発生状況が塊状の物(固体であって粉状でない物。粒状の物を含む。)との接触であるもの(※)。

(※)本事務連絡の別表には単体が固体である物を掲げているが、当該物質が溶けている水溶液等との接触によるものは含まない。

提出期限:平成26年12月12日まで

提出先(担当):増岡 [REDACTED] 平地 [REDACTED]

別表

平成8年労働省告示第33号の上欄に掲げる化学物質のうち、単体が固体(融点0°C以上)であり、かつ、同下欄に定める症状又は障害に皮膚障害が含まれているもの。

水酸化カリウム	パラフェニレンジアミン
水酸化ナトリウム	フェネチジン
水酸化リチウム	クレゾール
アンチモン及びその化合物	クロルヘキシジン
塩化亜鉛	トリレンジイソシアネート
塩化白金酸及びその化合物	ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂
クロム及びその化合物	フェニルフェノール
コバルト及びその化合物	フェノール
セレン及びその化合物(セレン化水素を除く)	無水フタル酸
バナジウム及びその化合物	メチレンビスフェニルイソシアネート(MDI)
珪素及びその化合物(珪化水素を除く)	4-メチルフェノール
ブチル錫	レゾルシン
ベリリウム及びその化合物	ダイホルタン
弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く)	パラコート
沃素	ペンタクロルフェノール(PCP)
黄リン	
カルシウムシアナミド	
2-シアノアクリル酸メチル	
アクリルアミド	
エチレンジアミン	
無水マレイン酸	
パラ-tert-ブチルフェノール	
塩素化ナフタリン	
塩素化ビフェニル(PCB)	
アニシジン	
クロルジニトロベンゼン	
4,4'-ジアミノジフェニルメタン	
ジニトロフェノール	
トリニトロトルエン	
2,4,6-トリニトロフェニルメチルニトロアミン	

参考

【労働政策審議会建議(平成 25 年 12 月)(抄)】

労働者が化学物質を取り扱うときに必要となる危険性・有害性や取扱上の注意事項が確実かつ分かりやすい形で伝わるよう、譲渡者又は提供者に対してラベルを表示することが義務付けられている化学物質の範囲を、日本産業衛生学会等が許容濃度等を勧告するなど人に対する一定の危険性・有害性が明らかになっている化学物質(例えば、労働安全衛生法第 57 条の 2 に基づき安全データシート(SDS)の交付が譲渡者又は提供者に義務付けられている化学物質)まで拡大することが適当である。その際、国際的な取扱いとの整合性に留意することが適当である。

【CLP 規則 附属書(抄)】

1.3.4. 塊状の金属、合金、ポリマーを含む混合物、エラストマーを含む混合物

1.3.4.1. 塊状の金属、合金、ポリマーを含む混合物及びエラストマーを含む混合物は、たとえこの付属書のクライテリアに従って有害性として分類されたとしても、それらが上市される形態で、吸入、摂取又は皮膚との接触によって人の健康に、若しくは水生環境にハザードを呈しない場合、この付属書に従うラベルを要求されない。

1.3.4.2. その代わりに供給者、SDS を用いてその情報を川下ユーザー又は流通業者に提供しなければならない。

別紙

別表に掲げる化学物質に係る労災認定(平成 20 年度から 24 年度)について
本省あて報告のあった都道府県労働局

北海道
青森
秋田
福島
群馬
千葉
埼玉
東京
神奈川
新潟
石川
静岡
長野
愛知
滋賀
京都
大阪
兵庫
奈良
鳥取
岡山
広島
山口
福岡
長崎
大分
熊本
宮崎
沖縄